

越谷市交通安全計画 概要（第1部 総論）

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨（P2）

～交通安全対策基本法第26条より抜粋～

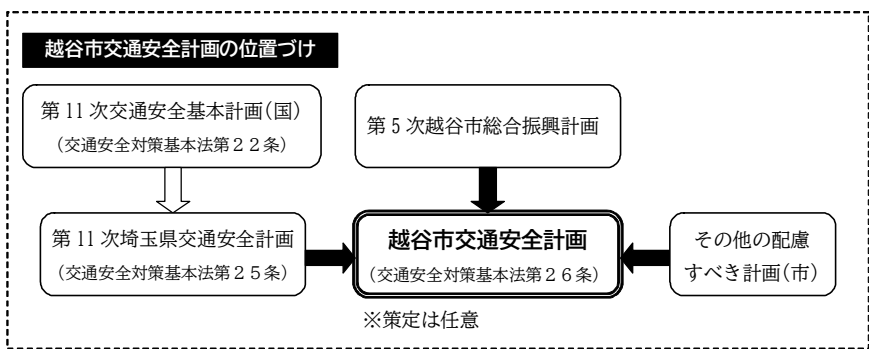
「陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」

「陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」

交通事故から人命を守り、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的に施策を推進する必要があるため、交通安全に関する施策の大綱となる「交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ（P3）

本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、「第11次埼玉県交通安全計画」を基本に「第5次越谷市総合振興計画」との整合を図り、市の交通安全対策にかかる総合的、長期的な施策の大綱を定めたもので、市の交通安全施策の指針となるものです。



3 計画の期間（P3）

本計画の期間は、令和3年度～令和7年度の5年間とします。

第2章 交通事故等の状況

1 全国・埼玉県の道路交通事故の状況（P4）

全国の交通事故死者数は減少傾向で推移しており、平成28年には年間の交通事故死者数が4,000人を下回りました。令和2年中の全国の交通事故死者数は2,839人で、4年連続で戦後最少を更新し、初めて3,000人を下回りました。

県内の交通事故死者数は、平成22年に年間200人を下回って以降、横ばいで推移していましたが、平成28年には151人、令和元年には129人と減少し、令和2年中の死者数は121人で、昭和29年以降最少を記録しました。

人身事故件数、負傷者数は平成17年をピークに減少傾向で推移しており、令和2年中の人身事故件数、負傷者数はともに10年連続で減少し、昭和42年以降最少となりました。

2 越谷市内の道路交通事故の状況（P5～7）

（1）交通事故死傷者数

	H28	H29	H30	R1	R2
人身事故件数	1,288	1,124	1,055	893	742
死者数	7	10	4	9	9
重傷者	123	123	108	75	62
死傷者数	1,540	1,358	1,299	1,038	889

越谷市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）

目標値：死者数を5人以下 実数値：令和2年9人
死傷者数を1,243人以下 実数値：令和2年889人

（2）越谷市における道路交通事故の特徴

ア 交通事故死者の半数近くは高齢者

交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合が高い傾向にあります。近年は約半数を高齢者が占めている年もあります。

イ 自転車事故の多発

本市では、自転車が市民の移動手段として広く利用される一方で、自転車の関係する事故が多発しています。近年、自転車事故件数は減少傾向にありますが、全人身交通事故に占める自転車事故の割合は、全国平均が約2割であるのに対し、越谷市では、県と同様に3割程度と高い特徴があります。

ウ 歩行者の死亡事故

平成28年以降は、全体として交通事故による死傷者数は減少傾向にありますが、歩行者の死傷者数は、状態別で比べると減少幅が少なく横ばいが続いています。

また、交通事故死者数では、歩行中の死者が最も多く、令和2年中は全死者数の33.3%にあたる3人が歩行中に亡くなっています。

第3章 交通安全計画の目標

交通安全計画（令和3年度～令和7年度）の目標（P8）

令和7年（2025年）までに

（1）年間の交通事故死者数を4人以下とする

（2）年間の重傷者数を36人以下とする

交通事故ゼロを達成することが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難です。

本市では、各種施策を総合的に推進し、交通事故の総量抑制に取り組むことにより、本計画の最終年度である令和7年（2025年）までに達成を目指します。

SDGs「ターゲット3.6」
「2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」



第4章 交通安全対策の重点等（P9～10）

交通事故のない安全で安心して暮らせる快適都市を実現するため、「高齢者及び子どもの安全確保」、「自転車及び歩行者の安全確保」、「交通事故が起こりにくい環境づくり」の3つを重点課題とし、各種交通安全対策を市、事業者・交通関係団体・ボランティア等、市民が一体となって推進します。

《交通安全対策の重点》

- ・高齢者及び子どもの安全確保
- ・自転車及び歩行者の安全確保
- ・交通事故が起こりにくい環境づくり

第5章 計画の推進体制（P11）

本計画の推進にあたり、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適都市を実現するため、市と関係機関・市民の協働が重要であり、それぞれの役割を踏まえ、交通安全対策を連携して進める必要があります。

- 1 越谷市
- 2 事業者、交通関係団体、ボランティア等
- 3 市民

越谷市交通安全計画 概要（第2部 講じようとする施策）

第1章 道路交通環境の整備（P12～20）

- 1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - （1）生活道路における交通安全対策の推進
 - （2）通学路等における安全対策
- 2 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化
- 3 幹線道路における交通安全対策の推進
 - （1）事故危険箇所対策の推進
 - （2）重大事故の再発防止
 - （3）道路の整備等による交通事故対策の推進
- 4 自転車利用環境の総合的整備
 - （1）自転車通行空間の整備
 - （2）放置自転車対策
- 5 地域公共交通の確保・充実
- 6 交通安全施設等の整備と戦略的な維持管理等
 - （1）交通安全施設等整備事業の推進
 - （2）越谷市道路交通環境安全推進連絡会議の活用
- 7 公共交通機関の利用推進
- 8 災害に備えた道路環境の整備
 - （1）災害に備えた道路の整備
 - （2）災害発生時における交通規制・情報提供の充実
- 9 総合的な駐車対策の推進
- 10 踏切道の安全確保
 - （1）踏切道の立体交差化の検討
 - （2）踏切道の安全に関する知識の普及
- 11 その他の道路交通環境の整備
 - （1）道路占用及び道路使用の適正化
 - （2）分かりやすい道路交通環境の確保
 - （3）子どもの遊び場等の確保
 - （4）交通公害の防止

第2章 交通安全思想の普及徹底（P21～30）

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底
 - （1）幼児に対する交通安全教育
 - （2）小学生に対する交通安全教育
 - （3）中学生に対する交通安全教育
 - （4）高校生に対する交通安全教育
 - （5）成人等に対する交通安全教育
 - （6）高齢者に対する交通安全教育
 - （7）高齢運転者に対する交通安全教育
 - （8）障がい者に対する交通安全教育
 - （9）外国人に対する交通安全教育
- 2 効果的な交通教育の推進
- 3 自転車の安全利用の推進
 - （1）自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知
 - （2）自転車運転免許制度等の活用
 - （3）自転車の安全性の確保
- 4 歩行者優先と正しい横断の徹底
- 5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進
- 6 その他の交通安全に関する普及啓発の推進
 - （1）シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底
 - （2）飲酒運転の根絶
 - （3）夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進
 - （4）交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施
 - （5）危険運転の防止に関する普及啓発活動の推進
- 7 民間交通安全団体等の主体的活動の促進
- 8 交通指導員の配置

第3章 救助・救急活動の充実（P31～34）

- 1 救助・救急体制の整備
 - （1）救助・救急体制の整備
 - （2）応急手当の普及活動の推進
 - （3）救急救命士の養成等の推進
 - （4）消防防災ヘリコプター等による救急業務の推進
 - （5）救助・救急隊員の教育訓練の充実
- 2 救急医療体制の整備
 - （1）救急医療施設の確保等
 - （2）メディカルコントロール体制の充実・強化
 - （3）ドクターヘリコプターの活用
- 3 救急関係機関の協力関係の確保等

第4章 被害者支援の充実と推進（P35～36）

- 1 自転車損害賠償保険の普及促進
- 2 交通事故相談活動の充実
- 3 交通事故被害者の援助